

神奈川県

小田原市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
大企業 10,000 中小企業 5,000 ＜対象業種＞ 製造業、自然科学研究所、情報通信業 ＜対象地域＞ 工業地域、工業専用地域、工業系保留区域	—	1/2に軽減	固定資産税 都市計画税	5年間 (操業開始後)

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
小田原市企業誘致促進条例	H27.3	〈対象地域〉 工業地域、工業専用地域、工業系保留区域 〈対象業種〉 製造業、情報通信業、自然科学研究所 [投下資本額／企業等] ○土地又は家屋を取得・賃借して新たに事業を開始する企業等で1億円(中小企業者は5,000万円)以上の投資を行なう場合 ○市内で10年以上事業を継続している企業が家屋の増設等を行い、事業を拡張する場合	立地奨励金 ○投下資本額の10% (上限1億円) ○本社を立地した場合、投資額の5%(最大5千万円)加算 ○市内企業に建築工事等を発注した場合5%(最大3千万円)加算
			雇用促進奨励金 ○5人以上の市内居住者を1年以上継続して新たに雇用した場合、1人につき50万円 (上限2,000万円) ※条件により適用できない場合があります。
小田原市企業誘致促進融資利子補給制度	H11.10	〈対象者〉 ○神奈川県企業誘致促進融資を利用して、小田原市に立地する企業	○県融資利率以内の利子相当額を助成 〈利子補給の対象となる融資限度額〉 西湘テクノパーク及び小田原都市計画区域区分(平成21年神奈川県告示第456号)において特定保留区域と定められた

			地域の場合は融資額のうち5億円以内、それ以外は1億円以内の額に対する利子相当額が対象 〈適用期間〉:利子の支払いを始めた日の属する月から3年以内
小田原市企業誘致促進事業 (オフィス賃料等補助金、リノベーション費用補助金)	R4.4	＜対象者＞ ○新たに事業所を開設しようとする市外事業者 ○3人以上の正社員増員を伴い、市内に事業所を新たに整備する市内事業者	○物件取得費、賃借料の 1/2 (賃借料の場合最大36か月分、条件により上限あり) ○市民を正規職員として雇用した場合、一人あたり 30 万円加算(上限 150 万円) ○リノベーション工事費用の 1/2 (条件により上限あり)
小田原市企業誘致促進事業 (コワーキングスペース利用料等補助金)	R4.4	＜対象者＞ ○市内にコワーキングスペース等に入居し、地域課題解決に取り組む法人等	○施設利用料、交通費又は宿泊費の 1/2 上限 41,000 円/月(最大 12 か月)

〈補助金〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員 (人以上)			
新たに事業所を開設する事業者等		賃料を補助	1/2	3年間
新たに事業所を開設する事業者等		リノベーション費用を補助	1/2	
市内コワーキングスペースに入居する企業		施設利用料、交通費等を補助	1/2	1年間

詳しくはこちら([小田原市公式HP](#) | [企業等誘致推進制度のご紹介](#))